

改正

平成26年3月28日条例第7号

令和元年12月20日条例第28号

読谷村水道事業給水条例

読谷村水道事業給水条例（昭和47年読谷村条例第43号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、読谷村水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 読谷村水道事業の給水区域は、読谷村水道事業の設置等に関する条例（昭和47年読谷村条例第20号）第2条第2項の規定する区域とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために村の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は次の3種とする。

- （1） 専用給水装置 1世帯又は1カ所で専用するもの
- （2） 連合専用給水装置 1個のメーターにより2戸（世帯）以上で連合して使用するもの
- （3） 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込）

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申し込みにあたり管理者が必要と認めたときは、利害関係者の同意書等の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、村においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、法第25条の3の2に規定する指定の効力を失った指定給水装置工事事業者は、当該工事を施行することができない。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事のしゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 管理者は、指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合において、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申し込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置の変更等の工事)

第9条 管理者は、配水管の移転その他の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくとも当該工事を施工することができる。この場合の費用は原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第10条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この

条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時および区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても村は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第11条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第12条 給水装置の所有者が、村内に居住しないとき、又は、管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、村内に居住する代理人を置かなければならない。

2 管理者は、前項の代理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(管理人の選定)

第13条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第14条 給水装置の所有者は、その家族、同居人、使用人その他の行為についてもこの条例に定める責を負わなければならない。

(水道メーターの設置)

第15条 給水量は、村の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの貸与及び保管)

第16条 メーターは管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の水道使用者等は、善良な注意をもって、常に清潔に、かつ検針しやすい状態に保管しなければならない。

3 水道使用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第17条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 料金の異なる用途、又は2種類以上の用途に使用するとき。
- (3) 演習のため、公設又は私設の消火栓を使用するとき。
- (4) 臨時に水道を使用するとき。
- (5) 連合専用給水装置の適用を受けるとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の用途に変更があったとき。
- (3) 代理人又は管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (4) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (5) 連合専用給水装置の使用戸数に異動があったとき。

(私設消火栓の使用)

第18条 私設消火栓は、消火又は演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第19条 水道使用者等は、善良な注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったとき

は、検査を行ない、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第21条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者等から徴収する。

2 連合専用給水装置の料金は、各利用者が連帯してその納付義務を負うものとする。

(料金)

第22条 料金は次の表の基本料金と超過料金との合計額及びその合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額を加えて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をいう。以下同じ。）を加算した金額とする。ただし、基地用にあつては、基本料金と超過料金との合計額とする。

種別	用途別	基本料金1月につき		超過料金1立方メートルにつき	
		水量	料金 (税抜)	水量	料金(税抜)
専用 給水 装置	一般用	8立方メートル	952円	9立方メートルから 20立方メートルまで	171円
				21立方メートルから 40立方メートルまで	180円
				41立方メートル以上	190円
	営業用	10立方メートル	2,095円	11立方メートルから 500立方メートルまで	228円
				501立方メートルから 3,000立方メートルまで	238円
				3,001立方メートル以上	247円
	浴場営業 用	100立方メートル	10,952円	101立方メートル以上	123円
	官公署用	12立方メートル	2,190円	13立方メートルから 500立方メートルまで	228円

				501立方メートルから 3,000立方メートルまで	238円
				3,001立方メートル以上	247円
	基地用	12立方メートル	2,300円	13立方メートルから 500立方メートルまで	240円
				501立方メートルから 3,000立方メートルまで	250円
				3,001立方メートル以上	260円
	臨時用	8立方メートル	2,095円	9立方メートル以上	419円
	連合用	1戸（世帯）あたりの料金は、一般用を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸（各世帯）均等に使用したものとみなす。			

2 次の各号に掲げる用途別の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般用とは、第2号から第7号以外の用途に水道を使用する場合をいう。
- (2) 営業用とは、料理店、飲食店、理髪店、美粧院、洗濯業、ホテル、自動車修理工場等、家庭生活に直接関係のうすいもの、その他一般用と併用使用する場合をいう。
- (3) 浴場営業用とは、一般公衆浴場営業用の用途に水道を使用する場合をいう。
- (4) 臨時用とは、建築工事、興業その他臨時に水道を使用する場合をいう。
- (5) 官公署用とは、学校、官公署、団体、公民館等の用途で水道を使用する場合をいう。
- (6) 基地用とは、米軍基地内においてアメリカ合衆国軍隊等の用途に水道を使用する場合をいう。
- (7) 連合用とは、1個のメーターにより2戸（世帯）以上で連合して水道を使用する場合をいう。

（料金の算定）

第23条 料金は毎月定例日に使用水量を計量し、その使用水量をもって、その計量した日の属する月分として料金を算定する。ただし、管理者が必要と認めたときは、定例日以外の日の使用水量を計量し、その使用水量をもって料金を算定することができる。

（使用水量及び用途の認定）

第24条 管理者は次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。

- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 連合専用給水装置により、水道を使用するとき。

2 使用水量については前3カ月間の使用水量、その他の事情を考慮して認定する。

(特別な場合における料金の算定)

第25条 月の途中において水道の使用を開始し、又は中止したときは、その料金は1カ月分として算定する。

- (1) 使用日数が15日以内の場合において、使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。ただし、使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1カ月分とみなして算定する。

- (2) 使用日数が15日を超える場合は、1カ月分とみなして算定する。

2 月の途中において、その用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(料金の前納)

第26条 水の使用を開始する場合において、管理者が必要であると認めたときは、給水装置の使用申し込みの際、管理者が次の表に定める料金を前納させることができる。

区分	種別	前納金	摘要
普通	家庭用	10,000円	貸家等
	その他	10,000円	

2 前項の料金は、使用中止の届け出があったとき精算する。ただし、届け出のない場合は管理者が使用中止の状態にあると認めたとき、これを精算する。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が必要であると認めたときは、この限りではない。

(料金等の納付期限)

第28条 水道料金は、毎月分を翌月の末日までに納めなければならない。ただし、その日が読谷村の休日を定める条例（平成3年読谷村条例第20号）に規定する休日に当たるときは、その翌日を納期限とする。

2 前項以外の料金及び第31条で規定する料金、手数料等の納期限は、管理者が指定した期日とする。

(手数料)

第29条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申し込み後、徴収することができる。

- (1) 第7条第2項の工事を検査するとき 1件につき 1,300円
- (2) 法第16条の2第1項の指定をするとき 1件につき 13,000円
- (3) 法第25条の3の2の更新をするとき 1件につき 10,000円
- (4) 第20条のメーター試験の請求をうけ、その結果異状を認めないとき 1件につき 400円
- (5) 証明書等を交付するとき 1件につき 200円

(督促手数料及び延滞金)

第30条 料金、手数料その他納付すべき金額を納期限までに完納しない場合においては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

- 2 督促状に指定する期限は、その発送の日から15日以内とする。
- 3 督促状を発した場合においては、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。
- 4 第1項の延滞金は、当該未納金額に読谷村税条例（昭和47年読谷村条例第35号）の例による割合を乗じて計算した金額とする。
- 5 延滞金額の計算の基礎となる未納金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を、未納金額の全額が100円未満であるときはその全額を切り捨てて計算するものとする。
- 6 延滞金の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数を、延滞金の確定金額が10円未満であるときはその金額を切り捨てるものとする。
- 7 納付者が滞納したことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、管理者は、延滞金を減免することができる。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第31条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

- 2 料金、手数料等の軽減又は免除に必要な事項は、別に管理者が定める。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第32条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

- 2 前項に要する費用は、措置をさせられた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申し込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申し込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第34条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第19条第2項の修繕費、第22条の料金、又は第29条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなくて、第23条の使用水量の計量、又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第35条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第36条 村長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けずに、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第15条第2項のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、第32条の検査、又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第22条の料金、又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第37条 村長は、詐欺その他、不正の行為によって第22条の料金又は、第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(村の責任)

第38条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の規定によりその水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

第7章 補則

(規則への委任)

第40条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の読谷村水道事業給水条例の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、改正後の読谷村水道事業給水条例の規定によりされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成26年 3 月28日条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の読谷村水道事業給水条例第22条の規定は、平成26年 5 月計量分の料金から適用し、同年 4 月計量分以前の料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月20日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。